

所有者不明土地問題を知っていますか？

所有者不明土地とは

所有者不明土地とは不動産登記簿等で所有者が直ちに判明しない土地や判明しても所有者に連絡がつかない土地をいい、今後はさらに増えていくといわれています。このような土地は、公共事業実施の支障になるだけでなく、地域の環境悪化などの身近な問題でもあります。

所有者不明土地ではこんな問題も……

- 空き地のままだとゴミを捨てられそう……
- 公園にすれば子供が喜ぶのになあ……
- 夏になると雑草や虫がひどくて……
- これから先もずっと空き地のままなのかな……
- すごくいい土地なのに……もったいない……

登記簿のみでは所有者が不明 20.1%

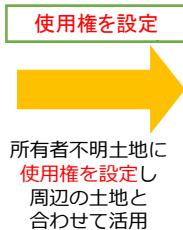
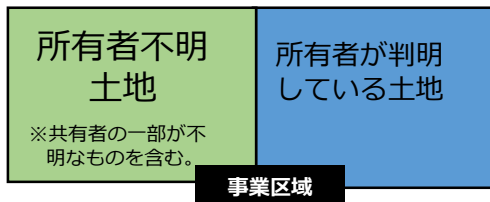
登記簿で所有者が確認可能 79.9%

《出所・注釈》
□平成28年度地籍調査における所有者追跡調査(国土交通省)
□ここで示す「所有者不明」には、登記簿上の登記名義人(土地所有者)の登記簿上の住所に、調査実施者から現地調査の通知を郵送し、この方法により、通知が到達しなかった場合を計上。

新たな取り組みが始まっています

地域のために使えます (地域福利増進事業)

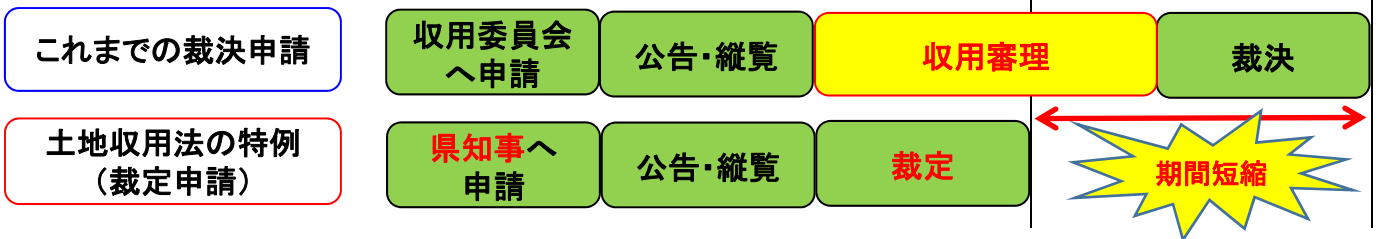
土地に使用権を設定し、公共の福祉に寄与する施設の整備に活用できます。



※ 防災空地や集会所、運動場や公園等にも活用できます。

より早く使えます (土地収用法の特例)

収用審理の省略と手続きの簡略化により、手続きの期間が短縮され、早期の事業完了につながります。



取り組みを支えます (相談窓口の開設と職員派遣)

専門家が所有者探索の方法などの相談に応じます。また、地方公共団体へは整備局職員が直接伺い、所有者探索等のノウハウの提供もいたします。

